

第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)貸与終期訂正願(延長)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願います。

つきましては、返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

記入日 (西暦) 年 月 日

※太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ機構に提出してください。

■奨学生本人記入項目				生年月日 (西暦)	年	月	日	(満 歳)
奨学生番号				フリガナ				
6	1	0	6	氏名 (自署)	印			
国・地域				学校名				

訂正前の貸与終期	2	0	年	月	⇒	正しい貸与終期	2	0	年	月
----------	---	---	---	---	---	---------	---	---	---	---

訂正後の借入金額 (予定)					0	0	0	円	※返還誓約書に印字された借入金額(予定)に、貸与期間(終期)を延長することで貸与される金額を加えて記入してください。 ※借入金額を訂正する場合は、裏面の借入金額の訂正方法を参照してください。
---------------	--	--	--	--	---	---	---	---	--

◎貸与終期の訂正を願う理由 ※証明書類の提出が必要です。

海外留学支援制度の支給期間が変更となったため。

詳細:

※貸与期間(終期)の延長に伴い、保証料月額が変更となります。

添付書類 海外留学支援制度の支給期間が延長されたことが確認できる書類の提出が必須です。

■連帯保証人・保証人記入項目 ※連帯保証人・保証人それぞれの自署と実印での押印及び添付書類として印鑑登録証明書(各1通)の添付が必要です。機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。

機構届出の連帯保証人:	住所	電話番号 ()
(自署) 氏名	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。

機構届出の保証人:	住所	電話番号 ()
(自署) 氏名	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

■親権者又は後見人記入項目 (以下は本人が未成年者の場合のみ記入してください。)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人	住所 (親権者・後見人)	電話番号 ()
	氏名 (自署)	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
親権者	住所 (親権者)	電話番号 ()
	氏名 (自署)	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二人とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。奨学金申込時の「親権者又は後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

[様式11-裏]

1. 提出書類

- (1) 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)貸与終期訂正願(延長)
- (2) 海外留学支援制度の支給期間が延長されたことが確認できる書類(コピー可)
- (3) 連帯保証人・保証人の「印鑑登録証明書」(原本、各1通)

2. 提出期限 (貸与期間満了後は、貸与終期訂正願は受理されません。)

- ・ 現貸与期間が満了する3か月前まで

3. 支給期間の変更に伴う貸与終期訂正(延長)のため、貸与総額が増額となる場合の借用金額の計算例

(1) 進学届提出時に申請した内容:

2019年4月に支給開始、支給終了予定は2020年9月。
 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)は、2019年4月貸与始期で貸与期間は18か月。
 奨学金貸与月額50,000円。

貸与開始に伴い提出済みの返還誓約書に記載の借用金額(当初の貸与予定の借用金額)

(借用金額) 50,000円×18か月=900,000円

※ 18か月・・・2019年4月～2020年9月 (進学届提出時に申請した貸与期間)

(2) 支給期間の変更による貸与終期の訂正に伴い申請する内容:

2020年9月から2021年3月に支給終了予定の変更。貸与延長の期間は6か月。

貸与期間の延長に伴う変更後の借用金額

$50,000円 \times 18か月 + 50,000円 \times 6か月 = 1,200,000円$

	貸与始期	貸与終期 (最終在籍年月)	貸与月数	貸与総額
(1)当初予定	2019/04	2020/09	18か月	900,000円
(2)終期訂正後	2019/04	2021/03	24か月	1,200,000円
貸与月額	50,000円			—

4. 変更後の借用金額(予定)欄の訂正方法について

奨学生に採用された後に月額の変更や貸与期間の延長・訂正に伴い、借用金額(予定)を増額する場合は、「返還誓約書」に記載した借用金額の増額となるため、本人及び親権者(本人が未成年者(20歳未満)の場合)に加え、連帯保証人と保証人にも同意を得たうえで署名捺印(実印)と印鑑登録証明書の添付が必要です。そのため、「変更後の借用金額(予定)」を誤って記入した場合は、次のとおり訂正が必要です。

「変更後の借用金額(予定)」の訂正方法: 次の①②のいずれかの方法で訂正してください。

- ① 借用金額全体を二重線で抹消し「訂正印」を押し、余白に正しい金額を記入する。
 本人印に加え、連帯保証人と保証人の実印による訂正印が必要。
- ② 新たな用紙に記入する。

① 誤った借用金額に二重線を引きます(1円の単位まですべての数字を抹消してください)

変更後の借用金額(予定) ~~2215000~~円

② 二重線の上に、訂正印を押印してください。
 本人印・連帯保証人実印・保証人実印を重ねないように押印。

変更後の借用金額(予定) ~~2215000~~円

本人 連帯保証人 保証人

③ 正しい金額を訂正した欄の上部余白に、はっきりと記入してください。

変更後の借用金額(予定) ~~2215000~~円

4800000
 本人 連帯保証人 保証人